

葛巻町農業委員会  
第16回総会議事録

1 日 時 令和4年10月20日(木) 午後1時30分から午後1時54分

2 会 場 葛巻町役場第4会議室

3 会議に付した議案

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第4号 農地等の現況に関する照会に対する回答について

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

4 出席委員

① 深 澤 進                      ② 門 場 政 一                      ④ 上 家 照 男  
⑥ 久 保 淳                      ⑦ 落 宰 勝                      ⑧ 星 野 順 子  
⑨ 外 平 静 子

5 欠席委員

③ 藤 森 康 隆                      ⑤ 川 崎 美 由 起

6 議事録署名委員

⑥ 久 保 淳                      ⑦ 落 宰 勝

7 書記(農業委員会事務局)

服 部 隆 行 (事務局長)                      和 野 美 歌 (事務局長補佐)

議 長

【開 会】

ただ今から、葛巻町農業委員会第16回総会を開会いたします。  
本日の出席委員は9名中7名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。  
なお、3番、藤森委員、5番川崎委員から欠席の申し出がありましたので報告いたします。  
また、17番、芳田委員からも欠席の申し出がありましたのでお知らせします。  
本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

《日程第1》

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、6番久保委員、7番落宰委員のお二人を指名いたします。  
また、会議書記は、事務局職員の服部局長、和野補佐を指名いたします。

《日程第2》

次に、日程第2、会期の決定を行います。  
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第3》

次に、日程第3、会務報告について事務局の説明を求めます。

事 務 局

【補佐 挙手】

月 日	内 容	出 席 者
9月23日	第68回葛巻町ホルスタイン共進会 (くずまき高原牧場 チャレンジハウス)	各委員
9月26日	NOMA行政管理講座：農地をめぐる法制度と農地行政担 当者の実務ポイント（1日目） (web)	吉田係長
9月27日	NOMA行政管理講座：農地をめぐる法制度と農地行政担 当者の実務ポイント（2日目） (web)	和野補佐
10月4日	盛岡地方農業委員階連絡協議会農地担当者研修会 (矢巾町公民館)	和野補佐 吉田係長
10月14 日	現地確認調査 (庁内)	門場代理 星野委員 和野補佐

議長

10月18日	農業委員会サポートシステム操作研修会（初級） （エスポワールいわて）	吉田係長
--------	---------------------------------------	------

ただ今の報告について何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第4》

事務局

次に日程第4、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてを議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【補佐 拳手】

和野補佐。

議長

議案書は1ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書を2件、受理しましたので、ご報告いたします。

2番

相続登記が完了したことにより取得したものです。

地目、面積等は記載のとおりです。

なお、受理通知書につきましては、10月17日に送付させていただいております。

以上でございます。

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果を2番、門場代理にお願いします。

議長

現地確認結果を報告します。

この案件は、相続による所有権移転の報告であります。

1件目は田1筆、畑2筆の合計3筆が譲受人の住宅周辺で牧草地や野菜畑として利用されておりました。畑1筆については、●●●の奥に位置しており、山林化しておりました。

2件目は、畑4筆中、●●地区の2筆は牧草地として活用されておりましたが、●●地区の2筆は現在使用されておりませんでした。

以上です。

以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第5》

事務局

次に日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてを議題に供します。  
事務局より報告事項の説明を求めます。

【補佐 挙手】

和野補佐。

議長

議案書は2ページをご覧ください。  
農地法第18条第6項の規定による通知書を1件受理しましたので、ご報告いたします。

●●第●地割●●●●の畑1筆4,268㎡で、●●地区の●●●●さん所有の畑を、同地区の●●●●さんが賃貸借していたもので、賃借人の都合により合意解約するものです。解約成立日は令和4年10月4日となります。

以上でございます。

説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

《日程第6》

事務局

次に日程第6、報告第3号、農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理についてを議題に供します。  
事務局より議案の説明を求めます。

【補佐 挙手】

和野補佐。

議長

議案書は3ページをご覧ください。

今月は、8件の工事進捗状況報告書を受理しましたので、ご報告いたします。

1件目～6件目までは、●●地区の●が整備する●●●●●●●●の建設に関するもので、令和3年6月15日に永久転用許可を受けた分の2回目の報告で9月15日に報告書が提出されました。

7件目と8件目が●●地区の砂利採取に関するもので、令和4年3月24日に一時転用許可を受けた分の1回目の報告で、9月26日に報告書が提出されました。

この件につきまして、10月14日に門場代理、星野委員とともに、工事の進捗状況を確認しております。

なお、地区担当の酒多委員、木戸場委員からは、特に意見がない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上でございます。

8番

説明が終わりました。

以上で説明が終わりました。

この事案は、現地確認が行われております。現地確認結果の報告を、8番星野委員にお願いします。

【8番 星野委員 挙手】

現地確認の結果を報告します。

1件目から6件目までの、●●●福祉施設については、建設が予定されている2つの建物のうち、●●●●●●●●●●が完成しておりました。もう一つの●●●●●●については、これから着手となるようです。

施設前の駐車場については、まだ舗装などの整備がされておませんでした。

7件目から8件目の砂利採取ですが、砂利の採取は終了し、ほぼ埋め戻しされ、これから表土を上層部に埋め戻す作業が行われるところでした。

以上です。

以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

《日程第7》

次に日程第7、報告第4号、農地等の現況に関する照会に対する回答についてを議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【補佐 挙手】

和野補佐。

議案書は4ページからになります。

次の5ページが盛岡税務署からの照会書で、場所については、●●第●地割●●の1筆、●●第●地割●●●●の4筆の計5筆です。お亡くなりになっておりますが●●●●さんが所有の農地の現在の状況について問い合わせがあったものです。

6ページ、7ページが回答書になります。

1番目の●●第●地割字●●番●については、1の土地の現況が農地であるか否かは、農地であり、現地確認を10月14日行っております。2については農業振興地域内で、農用地ではない、生産緑地ではないとなります。3と4については転用の許可はしておりません。5～7については該当なし、8の買受適格証明書については要するとなります。

2番目の●●第●地割●●●●●番●から4番目の●●●●●番●までの3筆については、筆界未定地となっており、詳細な回答はできない状況です。

5番目の●●第●地割字●●●●●番●については、1の土地の現況が農地であるか否かは、農地であり、同じく10月14日に確認しております。2については農業振興地域内、農用地である、生産緑地ではないとなります。3と4については転用の許可はしておりません。5～7については該当なし、8の買受適格証明書については要するとなります。

以上でございます。

以上で説明が終わりました。

この事案は、現地確認が行われております。現地確認結果の報告を、2番にお願い

議長

事務局

議長



8 番 この事案は、現地確認が行われております。現地確認結果の報告を、8番星野委員  
にお願いします。

**【8番 星野委員 挙手】**

星野委員。

現地確認結果を報告します。

今回申請のあった土地は、現在、●●●●により砂利採取が行われている2カ所から●●小学校側に約200坪のところであり、隣接する土地6筆です。

議長 現在、一体的に牧草地として利用されており、三番草が収穫された後でした。周辺の状況からみても、砂利採取のために一時転用しても、土地利用上の影響はないものと思われました。

よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判断いたしました。

以上です。

以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについてを原案のとおり、承認することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

挙手全員です。

よって議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについては原案のとおり、許可相当として県知事に意見を提出いたします。

事務局 **《日程第9》**

次に日程第9、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

**【補佐 挙手】**

議案書は27ページをご覧ください。

「利用権貸借分」について、ご説明いたします。

今回は1～6件目が●●●地区の案件6件、7件目が●●地区の案件1件となります。



1 件目は●●●地区の●●●●●さん所有の畑 2 筆30,598㎡を、●●●の●●●●●さんが賃貸借するものです。

2 件目は●●●地区の●●●●●さん所有の畑 1 筆11,137㎡を、●●●の●●●●●さんが賃貸借するものです。

3 件目は●●●地区の●●●●●さん所有の畑 2 筆9,761㎡を、●●●の●●●●●さんが賃貸借するものです。

4 件目は●●●地区の●●●●●さん所有の畑 1 筆14,937㎡を、●●●の●●●●●さんが賃貸借するものです。

5 件目は●●●地区の●●●●●さん所有の畑 2 筆50,937㎡を、●●●の●●●●●さんが賃貸借するものです。

6 件目は●●●地区の●●●●●さん所有の畑 1 筆20,447㎡を、●●●の●●●●●さんが賃貸借するものです。

議 長 ここまでの6件は再設定の案件となります。

つづきまして7件目は●●●の●●●●●さん所有の畑 1 筆802㎡を、●●●地区の●●●●●さんが使用貸借するものです。

新規の案件となります。

議 長 利用目的や期間などについては、それぞれ、お目どおしいただきたいと思います。以上でございます。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

#### 【「なし」の声】

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

#### 【「異議なし」の声】

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

#### 【挙手全員】

挙手全員です。

よって議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定いたします。

#### 事務局 《日程第10》

次に日程第10、議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

#### 【補佐 挙手】

議案書は29ページからご覧ください。

●●●の●●●●●さん所有の●●●第●●●地割●●●の畑 1 筆586㎡です。

30ページをご覧ください。

農地以外の目的に供されるに至った事由は、平成2年頃、農地転用許可が必要だと

議 長 いうことを知らず物置を建築してしまったものです。  
申請地の位置図につきましては、31と32ページをご覧ください。  
現在も、自家用車の車庫としてや、トラクターなどの農業用機械の倉庫として継続  
使用されていることから、今後、農地として使用することはないものと思われます。  
なお、地区担当の中崎委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので  
併せて申し添えます。  
以上でございます。

2 番 以上で説明が終わりました。  
この事案は、現地確認が行われております。現地確認結果の報告を、2番門場代理  
にお願いします。

議 長 **【2番 門場代理 挙手】**  
門場代理。  
現地調査結果を報告します。  
当該土地には、物置が建っており、残りは、車両等の駐車スペースとなっております。  
以上です。  
以上で説明が終わりました。  
質疑等ありましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**  
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**  
異議なしと認め、採決に移ります。  
議案第3号、議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求め  
ることについてを原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**  
挙手全員です。  
よって議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めること  
については原案のとおり決定いたします。  
以上で本日の日程がすべて終わりました。  
葛巻町農業委員会第16回総会を閉会いたします。